

「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 法人の連帯保証について」 (介護福祉士実務者研修受講資金)

【法人を連帯保証人として貸付申請できる人】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱第1の3に規定する介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業については、在留資格が「介護」、「特定活動（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者）」、「技能実習」、「特定技能（1号）」のいずれかである外国人に限って、法人を連帯保証人とすることができません。

【連帯保証人となりうる法人の要件】

連帯保証人となりうる法人は次の1から3の全ての要件を満たしていることが必要です。

- 1 次のいずれかの法人であること
 - (1) 貸付けを受けようとする者（以下、「貸付申請者」という）が受講予定又は受講中の実務者研修施設を運営する法人
 - (2) 介護等業務に従事したことによる返還免除の対象施設であって、貸付申請者の就労先又は就労予定先である施設等を運営する法人
- 2 法人として過去2年以上の活動実績があり、かつ財務状況が健全で保証能力を有する法人であること
- 3 返還完了まで連帯保証人として貸付けを受けた者（以下、「借受人」という）の債務を保証することについて、法人の議決機関等で承認されていること

【法人が連帯保証人となる場合の留意事項】

法人が連帯保証人になるにあたっては次のことに留意してください。

- 1 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人（以下、「借受人等」という）が所定期間介護等業務に従事して返還免除となるまでの間、継続的に借受人等の状況を把握し、支援できる関係にあることが必要です。
- 2 連帯保証人となる法人は、借受人等の退学・卒業、退職等により、借受人等との関係が変化し、関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うこととなります。
- 3 複数の貸付の連帯保証人となることを可能としますが、連帯保証の総額を上回る預貯金を有していることが必要です。

【法人の財務状況の確認内容と保証能力の判断基準】

法人の活動実績、財務状況、保証能力等を以下のとおり判断します。

項目	財務状況の目安
①2年以上の活動実績	・登記事項証明書及び直近2か年の決算書（総括分のみ） 「貸借対照表」、「事業活動収支計算書（損益計算書）」
②収支状況	・資産合計－負債合計 ※2年連続黒字であること
③流動比率	・（流動資産÷流動負債）×100（%）＝150%以上
④自己資本比率 （純資産比率）	・（純資産の部合計÷負債及び純資産の部合計）×100（%）＝20%以上

※財務状況の目安を下回った特別な事情がある場合は別途御相談ください。

【申請に必要な書類（法人が連帯保証人になる場合）】

- ① 実務研修受講資金貸付申請書【法人保証用】（第1号 - 2様式）
- ② 業務従事施設からの推薦状（第2号様式）
- ③ 実務者研修施設の受講証明書（第3号様式）
- ④ 住民票謄本

世帯員全員が記載された住民票、発行後3ヶ月以内、個人番号以外省略のないもの

※国籍、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、通称などは省略しないでください。

- ⑤ 在留カードの写し（表面・裏面とも）
- ⑥ 貸付申請者、貸付申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類
 - ア) 給与所得のみの場合
 - 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)
 - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合
 - 確定申告書の写し又は所得証明書
 - 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 返信用封筒（角2号 240mm×332mm）・通信用切手（180円分の切手）
返信封筒に返送先の住所・氏名を明記してください。
- ⑨ 法人の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）
- ⑩ 直近2ヵ年の決算書の写し（総括分のみ）
 - ・貸借対照表
 - ・事業活動収支計算書（損益計算書）
- ⑪ 法人として連帯保証人となる決定が確認できる次のいずれかの書類
 - ・内部規定や定款、理事会や取締役会等の議事録の写し

※ 申請書類等の本会が定めた様式は山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

【お問合せ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023（633）7739